長 財 第 7 7 号 令和4年10月5日

各部・課・室・センター長 教 育 長 長 長 長 長 養 高 長 様 病 院 事 務 局 長 様 末 6、 事 務 局 長 長 様

副 市 長

令和5年度予算編成について(依命通達)

令和5年度予算編成については、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進むなか、国・県の予算及び地方財政計画等の内容が現在のところ明らかでないが、その基調とするところを勘案しつつ、別紙「令和5年度予算編成方針」に基づき、予算見積関係書類を調整し、指示する期日までに総務部財政課長あて提出するよう、命により通達する。

令和5年度予算編成方針

1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

内閣府の月例経済報告(令和4年9月)によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。こうした状況下で政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ〜課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現〜」(令和4年6月7日閣議決定)において、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵略など日本を取り巻く環境変化が生じるなか、新しい資本主義に向けた改革を行うこととし、特に「人」、「科学技術・イノベーション」「スタートアップ(新規創業)」、「グリーントランスフォーメーション」、「デジタルトランスフォーメーション」に対し重点的に投資することを示すとともに、社会課題の解決に向けて、「民間による社会的価値の創造」、「包摂社会の実現」、「多極化・地域活性化の推進」、「経済安全保障の徹底」に取り組むとされている。

本市の財政状況をみると、令和3年度の普通会計の決算では、実質収支は12億3,900万円の 黒字決算となり、他の特別会計でもすべて黒字会計となるなど、堅実な財政運営を図れている。

歳入では、普通交付税が国補正予算に伴う追加交付等により7億6,900万円の増(前年度比+5.8%)、また市税において法人市民税が主要法人の増収増益などにより2億1,200万円の増(前年度比+22.4%)となった。

一方、歳出では、令和2年度に実施した特別定額給付金事業や新斎場整備事業の終了に伴う湖北広域行政事務センター負担金の減少などにより補助費等が147億1,200万円減少し、歳出決算額は令和元年度と同程度となっている。

経常収支比率は、89.0%(前年度比△2.2 ポイント)となり財政指標としては改善している。 これは比率の分母となる経常一般財源総額が前述の普通交付税の追加交付等により 16 億 6,500 万円増加したことが要因であるものの、比率の分子となる経常経費に充当される経常一般財源額 は、会計年度任用職員制度の施行による人件費の増加等により全体で7億7,100万円増加しており、決して楽観できる状況ではない。 令和元年7月に策定した「長浜市財政計画(令和2年度~令和11年度)」では、歳入については、地方税や地方交付税等の経常的な収入が人口減少等により縮小傾向にある一方で、歳出については、少子高齢化の状況による扶助費の増加や湖北広域行政事務センターの新施設整備に対する負担金の増加を見込んでいる。

また、今年9月に策定した中期財政見通し(令和5年度~令和7年度)では、令和5年度について、<u>歳入は</u>、市税において個人市民税や法人市民税、固定資産税で増加となり、臨時財政対策債を含めた一般財源の総額は若干の増加を見込むものの、<u>歳出では</u>、子ども医療費助成制度の拡充や自立支援給付費の増加など<u>扶助費の増加</u>が見込まれるほか、公共施設やインフラ資産の維持・保全にかかる投資的経費の増加に加え、公営企業や一部事務組合が行う施設整備に伴う負担金の増加が見込まれる。この結果、令和5年度は21億円程度の財源不足となる見通しである。

このため、財政計画に掲げる基本方針<u>「未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ」に基づき、</u>行政コストの削減や公共施設等の長寿命化や統廃合など、本市の人口動態、歳入規模に見合った歳出構造への転換を進め、将来負担を軽減し、もって<u>持続可能で安定的な財政運営を行う</u>ことが強く求められている。

2 予算編成の基本的な考え方

(1) 『総合計画』の着実な推進

令和 5年度は、<u>市長政策提言や各個別計画等の内容、各種施策の取組方針等を踏まえ現在策</u> 定中である「第 3 期基本計画」(基本計画〈2 年、4 年、4 年〉の第 3 期〈R 5 \sim R 8〉)<u>の初</u>年度にあたる重要な年である。

特に、「長浜市に暮らす若者が、現在も、将来も魅力を感じられるまちを創る」ことを目指し、本市の多様な地域資源をはじめとする「長浜らしさ」を生かして、「しごと」「ひと」「まち」の好循環を図る4つの重点プロジェクトを設定し、部局横断的なプロジェクトチームで新規施策の立案を進めているところである。この各重点プロジェクトについては、各々に設定されるNCGs(ながはままちづくり目標)の達成に向けて、戦略的な取組として予算要求を行うこと。また、まちづくりの政策として掲げた各施策の基本方針及び重点的に取り組む視点を踏まえ、期間中に目標が達成できるよう施策の推進に努めること。

【参考】まちづくりの重点プロジェクト

- ① 多様で柔軟な「働き方の創造」プロジェクト
- ② 長浜に人を呼び込む「活躍の場創出」プロジェクト

- ③ 子どもと若者を包括的に応援する「未来のこども育成」プロジェクト
- ④ それぞれの地域が魅力を高め合う「持続的なまちづくり」プロジェクト

(2) 将来を見据えた行政課題・地域課題への対応

誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す<u>「持続可能な開発目標」(SDG</u>s) の特長を活かしながら、将来的に持続可能な施策の構築・展開を図ること。

また、本市は2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、令和4年3月に「長浜市ゼロカーボンシティ」を宣言した。本市の地域資源に由来する再生可能エネルギーのさらなる活用、市民活動や事業活動における省エネ行動、高効率エネルギー機器の導入、森林の整備や市産材の活用など、ゼロカーボンシティに向けた脱炭素化への取組を、国県との連動を図りながら積極的に進めること。

令和5年度も引き続き、<u>行政トランスフォーメーション(GX)及びデジタルトランスフォーメーション(DX)に係る経費に予算を重点配分することとしている</u>ので、行政運営の効率 化と市民の利便性の向上を加速させること。 ※ SDGs = Sustainable Development Goals

(3) 健全な財政運営

① 事務事業の総点検・税金の使い道の見直し

限られた財源を長浜の未来を担う分野に重点的に活用できるよう、税金の使い道を精査 及び見直しを行うこと。また、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的で効果的な行 政運営に取り組むため、家庭や民間企業における経費節約に向けた不断の取組にならい、 前例踏襲によることなく一層の事務事業の簡素化、合理化、効率化を図るとともに、より 効率的な事業を実施するため、予算不用額を徹底的に圧縮し、財源を捻出すること。

特に、コロナ禍等で縮小、休止した事業の必要性を検証し、<u>従来どおりの事業実施が困難なものや、見通しが立たないものについては、事業の在り方から徹底的に見直しを行い、中止・廃止を含めてゼロベースで検討すること。事務事業の見直しにあたっては、予算執行上の事務負担も考慮すると、個々の事業を一律に削減(横の削減)するのではなく、真に必要な事業に財源を重点的に配分し、廃止すべきものは廃止(縦の削減)するとともに、必要性が認められる事業でも、年度間の事業量の低減と平準化を徹底すること。</u>

併せて、行政内部における会議の持ち方、ペーパーレス化も一つの手段として、手続・ 処理の簡素化、業務の効率化など、仕事の進め方も見直すこと。

② 普通建設事業の抑制

建設事業は負担の公平性や平準化のため、基本的に地方債を財源とし、将来世代にその 償還金を負担させることになる。つまり、地方債の発行増は、後年度の歳出に占める償還 金の割合を高め、財政運営の硬直化を招くことにつながる。健全財政による市政運営を確 保し、将来世代に過度の負担を転嫁することのないよう、<u>普通建設事業については、その</u> 総額を圧縮し、地方債の発行抑制に努めること。

また、インフラ資産も含めた公共施設等の老朽化が進み、その更新コストが財政をより 圧迫するおそれがあること、及び維持管理コストの増加が財政の硬直化を進めることから、 新たな投資を行う際は、将来の人口減少等を見据えて集約化・複合化を検討するとともに、 地方財政措置等を有効に活用すること。

③ 積極的な財源の確保

持続可能な行財政運営を確保するため、その財源の確保は本市の重要なミッションである。中長期的な安定した一般財源の確保のため、人口の維持・増加策を講じるとともに、 産業の育成や地域の活性化を支援することなどにより、市税収入の確保に努めること。

また、公有財産の効率的かつ効果的な利活用を図るため、「公有財産利活用推進本部」において協議された方針に基づき、積極的な売却や貸付による有効活用を図ること。

さらに、企業版ふるさと納税や自治体クラウドファンディング、有料広告、ネーミング ライツを活用するなど、様々な観点・視点から新たな資金調達の手法を検討し、積極的に 財源確保に努めること。

4) 市超過負担の削減

各種団体等に対する補助金や負担金については、行政との役割分担の明確化、客観的な公益性を確保しつつ、必要最低限の原則のもと、応分の負担割合にとどめること。また、県等の補助事業について、予算的な制約のもと、一部に財源の肩代わりを行っているようなものについては、相手方へ十分な説明のうえ負担比率の適正化について最大限是正を行うこと。

⑤ 財政情報等の積極的な公表

予算編成過程の透明性を確保するため、ホームページ等で予算要求額の公表を行うなど 積極的な取組を推進すること。また、予算公表資料の内容の充実を図り、市民にわかりや すい財政状況の広報に努めること。

⑥ 議会審議事項等への対応

定例会や委員会審査において審議された事項について予算化を必要とする場合は、適切に見積もること。また、監査委員からの意見や提言を受けて、事務事業の改善に向けた取

組が必要な場合についても、適切に予算を見積もること。

⑦ 部局の自主的・自律的な予算編成

より現場に近い部局長が経営資源に係る権限を持ち、部局の自主的・自律的なマネジメントを確立するため、経常的な経費のうち一部については、一般財源の一定額を各部局に配分する方式により予算を編成する。

また、政策的経費に係る財源を確保するため、各部局に配分する一般財源については、 一定のシーリングを行うこととする。各部局においては、コスト意識の徹底を図り、費用 対効果、優先順位を十分に見極めながらその必要性や有効性等を検証し、より効果的で実 効性の高い施策となるよう予算編成に取り組むこと。

⑧ 確かな根拠に基づく政策立案(EBPM)

令和3年度決算及び令和4年度予算の執行状況を踏まえ、全ての事務事業について、その目的や期待される効果、これまでの成果等を整理するとともに、各種統計やRESASなど客観的なデータや確かな根拠に基づいた事務事業となるよう、事務事業との因果関係を明確にした上で、十分な分析と効果測定を行うこと。

また、市民意識調査の結果報告を参考にし、その経年変化等も踏まえつつ、市民ニーズを的確に捉えた施策、事務事業となっているか検証すること。

さらに、地方公会計制度の導入により、統一的な基準による財務書類を作成していることから、類似団体との比較や年度間の経年変化の分析等による財政マネジメントの強化を図ること。加えて、固定資産台帳を活用した公共施設の維持管理、修繕、更新等の中長期的な経費の見通しの算出や、適正な受益者負担の算出など、幅広い活用に向けた取組を進めること。

※ EBPM = Evidence Based Policy Making 、 RESAS = Regional Economy (and) Society Analyzing System

3 予算編成にあたっての留意事項

(1) 基本的事項

国・県の予算及び地方財政計画等が未確定であるとともに、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響が顕在化するなか、令和5年度予算編成は現行制度及び現状の社会情勢を前提とするが、予算見積りにあたって国・県の動向を注視し、的確な把握に努めること。

特に、市民生活への影響や市財政への影響が多大と見込まれる場合は、速やかに財政課に連絡するとともに、その対応を別途協議すること。

経常的経費については、令和3年度決算分析及び令和4年度予算の執行状況を踏まえ、適正

な予算額を見積もり、予算不用額の徹底的な縮減を行うこと。また、<u>経常的経費については、</u> 一般財源の配分額を内示するので、配分された一般財源の範囲内で予算要求を行うとともに、 各事業の経費の組替を行うなど、メリハリのある予算要求とすること。

部局の自主的・自律的な予算編成を行う観点から、配分された一般財源の範囲内に収められた予算要求については、原則として査定における調整は行わないものの、市全体のバランス等を考慮し、財政課において一定の調整を行う場合がある。

予算要求にあたっては、当初予算において、配分された一般財源の範囲内に収めるため経費 を過小に見積もり、年度途中で不足額を生じさせたり、事業費を確保するため国県支出金等の 特定財源を過大に見積もり、歳入欠陥を生じさせたりすることがないよう十分に留意すること。

なお、各部局において、人員削減を伴う事務事業の見直しを行った場合には、削減となる人件費の一般財源相当分について、総務部の一般財源を当該部局の一般財源として振り替えることができるものとする。

(2)歳入に関する事項

歳入については、「入るを量りて出ずるを制す」が財政規律の前提となることから、過去の実績、令和4年度の決算見込、国県の概算要求及び社会経済の見通し等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大又は過小な見積りとならないよう十分留意するとともに、令和3年度決算を踏まえ予想される収入金はすべて計上すること。特に、未収債権については、長浜市債権管理条例(平成25年長浜市条例第26号)に基づき、適正な管理と徴収率の向上を図るため、着実に取組を進めること。

① 市税

<u>市税収入は、本市の基幹となる歳入であり、</u>財源確保の観点はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率の更なる向上に一層努力すること。また、<u>過去の実績や令和4年度決算見込、社会経済の見通しを適切に</u>把握し、計上すること。

② 使用料、手数料及び諸収入

施設使用料については、受益者負担の原則に基づく適正化に向け、適切な見直しを行う こと。また、新たな財源の確保を図ると同時に、市が保有する公有財産、物品、印刷物等 を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載する事業を推進しているので、積極 的に取り組んで、一般財源の負担軽減に努めること。

③ 国県支出金

「脱炭素(カーボンニュートラル)」など、国及び県全体として喫緊の課題となっている分野の取組については、国県支出金を最大限活用すること。事業の実施にあたっては時機を逸することのないよう、国や県の令和5年度予算編成状況や制度改正を常に注視しておくこと。

また、国・県補助金等が廃止又は縮小される事業については、漫然とこれを市費に振り替えることは認められないので、国県の動向を的確に把握し、事務事業の見直しを図ること。県補助事業については、令和4年度に策定予定の「滋賀県行政経営方針2023-2026」を注視のうえ、市の負担比率が見直される場合等にあっては、本市にとって今後も必要な事業かどうかを十分に見極め、事業採択も含め慎重に検討すること。

④ 財産収入

市有財産については、財産の現況を的確に把握し、適正かつ効率的な活用に努めるとともに、本市として今後利活用が見込まれない財産については、積極的に処分等を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。また、現在使用している施設についても、施設の統廃合や移転等により未利用財産となるものについても、利用形態を見直し、資産価値がより発揮されるよう検討すること。

⑤ 基金

厳しい財政状況を踏まえて、各種特定目的基金については、社会資本の整備状況や今後の建設事業の動向などを勘案しながら積極的な活用を図ること。

⑥ 地方債

将来の世代に過度の負担を残さないためにも、引き続き、事業費総額の抑制や、計画的な繰上償還による公債費負担の軽減を図るなど、地方債残高の削減に取り組むこと。地方債の発行にあたっては、交付税措置率が有利な条件のものに限って財源充当するなど、後年度の財政負担を最小限にとどめること。また、法改正により、合併特例債の発行期限が市町合併後20年間に延長されたことから、今後予定される事業の進捗を調整するなど、計画的な財源対策を講じること。

(3)歳出に関する事項

歳出については、『2 予算編成の基本的な考え方』を念頭におき、事業の優先順位や、「行政が担うべき領域に属する事業」であるか、「行政が事業の担い手となるべきか」などを見極めながら、コロナ禍で顕在化した課題や社会構造の変化に対応するため、これまで以上に必要性や手法等について検討し、前例や既成概念にとらわれることなく、柔軟に見直しや再構築に取り

組むこと。

併せて、出資法人等については、法人の経営の効率化及び自立化の促進並びに市と出資法人等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法などを改めて検証すること。

また、事業実施に必要な数量の不足や項目の漏れ(複数年に一度実施するようなもの)など、 追加の予算計上が必要とならないよう、適正に予算計上すること。

なお、<u>事務事業の予算要求にあたっては、新規、既存事業とも現状分析をしっかり行い、将</u> 来の予測を踏まえた数値目標を設定の上、必ず効果の検証ができるようにすること。

① 人件費

『長浜市定員管理基本方針』に基づき、現在の職員の年齢構成からみて退職が多数見込まれる令和15年度から令和30年度頃を見据えて職員数の適正管理を進めるとともに、予算要求においては、当該方針との整合性を勘案し、会計年度任用職員を含め、事業量に対する適切な人的資源の配分について十分検討すること。特に、新規事業や拡充事業の要求については、デジタル技術の活用を図るなど、業務執行方法を十分検討した上で、部局内において、人的資源を含めて選択と集中を徹底すること。

なお、GXやDXの取組による効果として人件費の削減が見込まれる場合は、適切に予算に反映させること。

② 公共施設等の長寿命化・統廃合関係

施設の老朽化等により、維持補修経費の増嵩が大きな課題となっていることを踏まえ、 『公共施設等総合管理計画』や『個別施設計画』に基づき、公共施設等の削減に取り組む こと。

また、将来世代の負担軽減が図れるよう、インフラ資産も含めた公共施設等に対する長寿命化に係る経費は一定確保することとしているので、公共施設等の中長期の修繕計画等をもとにしたファシリティマネジメントを推進し、公共施設等の適正配置、長寿命化及び更新コストの平準化を図ること。

なお、「施設の新規建設」及び「全面的な建替更新等」を行う場合は、「公共建築物の建 設にかかる検討事項方針」に基づき取り組むこととしているため、関係各課との協議を経 ていない場合は、予算計上を認めないことに留意すること。

③ 委託料

委託業務の必要性や内容(人数、日数、回数等)、契約の方法について見直しを行い、 経費の節減に努めるとともに、適正妥当な額で見積もること。指定管理料を除く外部団体 への委託事業経費については、業務の一層の効率化を図るなど、十分精査を行い積算する こと。特に、事務局を市が担当し経理処理を行っているなど、委託方式の趣旨を損なう形で事業を実施しているものについては見直しを行い、直接予算に変更すること。

なお、委託料の積算根拠は国県等の基準単価のほか市旅費規程や給料単価等の適正な根拠に基づいたものとすること。

④ 扶助費

扶助又は措置の実態を十分把握し、過去の推移や不用額の状況等を十分精査のうえ、対象人員・単価等の的確な把握に努めること。

また、国の社会保障施策の推進等により、今後扶助費は増加すると見込まれることから、 各事業の効果やニーズを見極め、事業の必要性や規模、基準の妥当性等について適宜見直 しを行うこと。

⑤ 負担金、補助及び交付金

行政の責任分野や経費負担の在り方、行政効果等を総合的に勘案し、すべてについて見 直しを行い、必要不可欠なものに限って見積もること。

各種団体会費については、形式的なものは脱会をするほか、公費負担の合理性がないものについては、公費負担を廃止すること。また、加入団体の財務内容(多額の繰越金、予算と決算の大幅な乖離、事業自体の必要性)を再度把握したうえで、他自治体と連携し負担額の削減を検討するとともに、負担割合についても必ず合理性の検証を行うこと。

補助金は、特定の事業や活動を支援するために、公益上必要があると認められる場合に 支出するものであり、その判断は客観的な妥当性がなければならない。『長浜市補助金制 度ガイドライン』の趣旨を念頭に、「財政規律の確保」及び「市民満足度向上・施策実現」 が両立できる仕組みとするとともに、すべての補助金について必要性や効果等の再点検を 行い、一層の適正化を図ること。特に、繰越金の状況を適正に把握し、多額の繰越金があ るものについては必ず見直すこと。なお、補助金交付要綱が整備されていないものについ ては、要求不可とする。

6 投資的経費

限られた財源のなか、市民生活の基盤となる社会資本の整備を着実に遂行していくためにも、事業の緊急性、必要性、投資効果、後年度の財政負担等を十分に検証したうえで、優先度の高い事業への選択と集中を徹底すること。複数の事業が同時に予定される場合は、事業の着手時期や進捗の調整を行うなど、財源に見合った事業実施とすること。また、各施設の整備にあたっては、類似施設の集約化・複合化について必ず事前の検討を行うとともに、規模や内容が適正であるか十分に精査し、最大限の経費削減に努めること。

さらに、施設の整備手法について、PFI等の民間活力の活用が可能かなどあらゆる角度からの検証を行うとともに、後年度の維持管理経費が過大にならないよう徹底的に精査し、効率的・効果的な運営方法についても予め検討すること。この際、事業選択の根拠となる施設の利用者数や受益者数、交通量、さらに整備に伴う効果額等について整理分析し、予算要求時に提示すること(これらが無い場合は要求不可とする。)。

なお、建設工事及び建設工事関連業務委託については、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に基づき、平準化を図るため計画的に発注を行うとともに、債務負担行為の活用などの必要な措置を講じることや、公共工事等に従事する者の労働条件が適正に確保できる日数を考慮した適正な工期等の設定が規定されていることから、発注者の責務として的確に予算要求すること。 ※PFI = Private Finance Initiative

(4) 特別会計・企業会計に関する事項

特別会計については、使用料・保険料など受益を受ける市民負担により運営されていることを念頭に、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減と合理化、負担の適正化に努め、市税からの繰入金を圧縮するよう最大限の努力を払うこと。

公営企業会計については、『経営戦略』に基づき、経営基盤の強化と財務マネジメントの向上を図ること。

4 その他

(1) 債務負担行為の活用

適正な予算執行を行うにあたって、年度当初から円滑に業務遂行ができるよう、債務負担行 為を活用すること。

(2) 予算要求書の作成及び留意事項

- ① 令和5年度の予算要求書は、『令和5年度予算編成事務について』に基づいて作成し、提出期限を厳守すること。
- ② 予算編成事務と併せて、来年度の国・県の予算の内容及び関連する制度の改正など、その動向を迅速かつ的確に把握し、適宜、財政課に連絡するなど連携を密にし、事務の円滑化を図ること。
- ③ 各部局の次長は、部局内の予算要求の状況を取りまとめ、「令和5年度当初予算 部局

別予算要求方針」を策定し、⑥の期日までに財政課へ提出すること。

- ④ 予算編成過程における関係書類及び調整事項は、すべて本市としての意思形成過程である。最終的な意思決定は市長裁定であり、公表前の機密保持を厳守すること。
- ⑤ ペーパーレスの観点から、根拠資料は印刷を行わず、PDFファイルでの提出とし、予 算ヒアリングにおいては要求課と財政課双方がパソコンを持ち寄ることとする。また、係 内や課内、部内の予算協議等においてもパソコンやモニターを活用するなど、ペーパーレ ス化を推し進めること。
- ⑥ 予算要求書の提出上の留意事項
 - ○提出期限 令和4年11月24日(木)正午【期限厳守】
 - ○提出部数 本紙1部(写し4部)※根拠資料はPDFファイルで別途提出
 - ○提 出 先 総務部財政課財政係